

統計相談に関する手順書

鳥取大学医学部
鳥取大学医学部附属病院
平成31年2月1日

1. 目的及び適用範囲

本手順書は、鳥取大学医学部、大学院医学系研究科、医学部附属病院に所属する研究に携わる者が、当院の教育・研究顧問（生物統計家）に統計相談を実施する際の手順を示すものである。

2. 手順及び方法

- (1) 統計相談は、原則として毎週木曜日に実施する。初回の相談は、テレビ会議又は面談とし、以降のフォローアップは、テレビ会議、電話又はメール等を使用する。
- (2) 統計相談を希望する者は、新規医療研究推進センターホームページの統計相談申込フォームより、相談希望日の前週の水曜日までに新規医療研究推進センターに相談申込を行う。
- (3) 新規医療研究推進センター担当者は、申請内容を確認後、相談予定日の前週の木曜日に教育・研究顧問（生物統計家）に申込フォームの内容をまとめた統計相談申込書を送付する。なお、申請書に不備がある場合は、相談申込者に再提出を求める。
- (4) 教育・研究顧問（生物統計家）は、統計相談申込書の内容を確認し、追加資料／情報が必要な場合は、相談週の月曜日までに新規医療研究推進センター担当者を介して相談申込者に依頼する。追加資料／情報は、相談前日までに新規医療研究推進センター担当者より教育・研究顧問（生物統計家）へ送付する。
- (5) 新規医療研究推進センター担当者は、相談日時を決定し、相談申込者及び教育・研究顧問（生物統計家）に連絡する。
- (6) 教育・研究顧問（生物統計家）は、1ヵ月の統計相談及び解析業務等の実績をコンサルタント実績報告書に記録し、翌月5日までに新規医療研究推進センター担当者に提出する。

3. 附則

本手順書は、平成28年2月1日から施行する。

本手順書（第2版）は、平成30年2月1日から施行する。